

路外駐車場の構造及び設備の基準

根拠法令	設備基準	確認	
出入口 施行令第7条 (自動車) 自動車の出口 で自動車の車 路の路面が道 路の路面に接 する部分	停車 道路及 び 交通 駐 車 を 禁 止 する 場 所 (第44条)	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けてはならない。(1項1号)	
		トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く。(令7条2項1号口))に設けてはならない。(1項1号)	
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m以内 の部分に設けてはならない。(1項3号)	
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内 の部分に設けてはならない。(1項6号)	
		横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から 5m以内 の道路の部分に設けてはならない。(1項1号口)	
		小学校、特別支援学校(盲、ろう、養護)、幼稚園、保育所、知的障害児童通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、 児童公園 、児童遊園、児童館の出入口から 20m以内 の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m以内 の部分を含む。)に設けてはならない。(1項1号ハ)※ 街区公園は、都市公園法の改正により「児童公園」から名称変更されたもので、児童公園とみなす。	
		橋(国土交通大臣が認めるものを除く。(2項2号))に設けてはならない。(1項1号ニ)	
		縦断勾配が 10% を超える道路に設けてはならない。(1項1号ヘ)	
		前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除く。)(1項2号)	
		駐車のに供する部分 の面積(A+C)が 6,000㎡以上 の場合、出口と入口を分離しその間隔を 10m以上 とすること。(出口及び入口を設ける道路の車線が、中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く。)(1項3号)	
	出口、入口において自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線と車路及び切取線と道路との角度を等しくし、切取線の長さを 1.5m以上 とすること。(1項4号)		
	出口付近の構造は、 2m (二輪は 1.3m)後退し、車路の中心線 1.4m の高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60度以上 の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること。(1項5号)		

根拠法令	設備基準	確認	
車路 施行令第8条	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m (二輪 1.75m) 以上 (2号イ)		
	幅員 5.5m (二輪 3.5m) 以上、一方通行は 3.5m (二輪 2.25m) 以上 (2号ロ、ハ)		
	建築物	はり下の高さは、 2.3m 以上 (3号イ)	
		屈曲部 (ターンテーブルを除く) は、内法半径 5m (二輪 3m)以上 (3号ロ)	
		傾斜部の縦断勾配は 17% を超えないこと。 (3号ハ)	
傾斜部の路面は、粗面とし滑りにくい材料で仕上げる。 (3号ニ)			
車室の高さ 施行令第9条	建築物	駐車場の用に供する部分 (車室) のはり下の高さは 2.1m 以上	
非難階段 施行令第10条		直接地上に通ずる出入口がある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。	
防火区画 施行令第11条		給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火装置によって区画しなければならない。	
換気装置 施行令第12条		内部の空気を床面積 1m^2 につき毎時 14m^3 以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない。(窓その他の開口部を有する階で、換気に有効な部分の面積がその階の床面積の $1/10$ 以上のものは除く。)	
照明装置 施行令第13条		車路の路面、 10ルクス 以上 注1)	
		駐車部分の床面、 2ルクス 以上 注2)	
警報装置 施行令第14条		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため、警報装置を設けなければならない。	
特殊装置 施行令第15条	第7条～14条の規定は、国土交通大臣がこの規定と同等以上の効力があると認めた場合は、適用しない。		
明示 施行令第17条	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。 (指導) 駐車できない自動車及び管理規程中の必要な事項の明示		
参考 (標識) 施行規則 第1条 法8条2項 (路上駐車場)	駐車料金の額及びその徴収方法を明示しなければならない。		
	駐車料金を徴収する時間を明示しなければならない。		
	割増金の徴収に関する注意事項を明示しなければならない。		
	駐車させる自動車の種類を限定する場合には、その自動車の種類を明示しなければならない。		
周知義務 環境確保条例 第54条	アイドリング・ストップの掲出等 (条例で定められているアイドリング・ストップの事項を明示) により、周知すること。		

注1) 建設省告示第1730号「地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の基準」

注2) 建築基準法施行令第126条の5

※二輪は、すべて自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車をいう。

※環境確保条例とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月22日条例第215号)をいう。

管理規程記載事項

根拠法令	記載事項	確認
管理規程 法第13条	路外駐車場の名称を定めなければならない。（2項1号）	
	路外駐車場管理者の氏名、住所（法人にあっては、その 名称 及び主たる 事務所の所在地 並びに 代表者の氏名 及び住所）を定めなければならない。（2項2号）注1）	
管理規程 施行規則 第2条	休業日、1日における供用時間の開始及び終了の時刻を定めなければならない。（法13条2項3号）	
	駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。（法13条2項4号）	
	駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。（法16条・法13条2項5号）	
管理規程 施行規則 第3条 (法13条 2項6号)	駐車場の構造上駐車することができない自動車を定めなければならない。	
	駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要を定めなければならない。	
駐車料金額 施行令 第16条 (法13条3 項)	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む額を超えないこと。	
	不当な差別的取扱いとなる額でないこと。	
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。	

注1）代表者の住所については、記載されていることが望ましいが、記入されていなくても特に指導する必要はない。

特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

根拠法令	設備基準	確認		
特定路外 (バリアフリー法関係)	駐車施設 基準省令 第2条	駐車施設の規模に応じて以下に示す数以上の車いす用駐車スペースを設けなければならない。 駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設※の数の2%以上 駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設※の数の1%+2以上 (※二輪を除く。)(1項)		
		幅は、 3.5m以上 (2項1号)		
		車いす使用者用駐車施設の表示をすること。(2項2号)		
		道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とし、その長さができるだけ短くなる位置に設けること。(2項3号・令第3条1項)		
	移動等 円滑化 経路 基準省令 第3条	傾斜路	経路上に段を設けないこと。(傾斜路を併設する場合を除く。)(2項1号)	
			出入口の幅は、 0.8m以上 とすること。(2項2号)	
			通路幅は、 1.2m以上 とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。(2項3号イ、ロ)	
			幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは0.9m以上とすること。(2項4号イ)	
			勾配は、1/12を超えないこと。 (高さが0.16m以下のものは、1/8を超えないこと。) (2項4号ロ)	
	高さが0.75mを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)は、高さが0.75m以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。(2項4号ハ)			
勾配が1/12を超え、又は高さが0.16mを超え、かつ勾配が1/20を超える部分には、手すりを設けること。(2項4号ニ)				
特殊装置 基準省令 第4条	国土交通大臣が、特殊の装置が第2条及び第3条の規程による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合は、適用しない。			

※基準省令とは「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第112号)をいう。

※根拠法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)第11条・第12条